

香美町農業委員会総会(第3回)議事録

1 開催日時 令和2年5月25日(月) 9:30~11:40

2 開催場所 香美町役場 3階 大会議室

3 出席農業委員(14人)

会長	1番	亀村	庄二
会長職務代理者	2番	古川	功兒
委員	3番	岡田	久志
	4番	西村	功
	5番	井村	壽之
	6番	文堂	福一
	7番	中村	成一
	8番	門垣	日出男
	9番	中村	彰男
	10番	山本	薫
	11番	山本	太一
	12番	吉川	正人
	13番	橋本	幸長
	14番	前田	精一

4 欠席農業委員(0人)

5 出席農地利用最適化推進委員(10人)

代表	1番	中川	君雄
	2番	高田	勝
	3番	青山	政行
	4番	原	君枝
	5番	小林	隆夫
	6番	田中	晃
	7番	田野	豊博
副代表	8番	東垣	泰彦
	9番	毛戸	良久
	10番	本上	純也

6 欠席農地利用最適化推進委員(0人)

7 議事日程

第1 会期の決定 5月25日 1日間

第2 議事録署名委員の指名

第3 報告 合意解約通知書について

第4 議案第9号 非農地証明願承認について

第5 議案第10号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

第6 議案第11号 農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について

第7 議案第12号 農用地利用集積計画の決定について

8 農業委員会事務局職員

事務局長	藤原	博文
事務局次長	福島	功
書記	寺川	公人

9 会議の概要

議長 日程第1 会期の決定を議題とします。おはかりします。会期は本日1日としてよろしいか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありますので、会期は本日1日とします。

議長 続きまして、日程第2 議事録署名委員の指名をします。
本日の議事録署名委員は4番「西村 功委員」と5番「井村壽之委員」にお願いしたいと思います。
ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長	異議なしの声がありますので、4番「西村 功委員」と5番「井村壽之委員」よろしく願います。
議 長	報告事項1番として、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書を1件受け付けておりますので、事務局に朗読をさせます。
事務局	①通知者、②土地の表示等、③合意解約日の順に朗読する。
議 長	事務局の朗読が終わりましたが、ご質問やご意見等はございませんか。 (質問・意見等なし)
議 長	ないようですので、届出を受理することとします。
議 長	次に、日程第4 議案第9号「非農地証明願承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請人、利用状況、参考資料として議案資料①1ページから5ページです。
議 長	事務局の朗読が終わりました。それでは、議案第9号の非農地証明願について、5月20日に現地調査委員であります「古川功児委員」と「岡田久志委員」が現地調査をしていますので、「岡田久志委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
3番	場所は、県立村岡高校から萩山方面に県道村岡竹野線を約3km、萩山集落内の萩山公会堂の登り口を左折して約200mのところがありました。 現場は、現況写真にあるように既に車庫が建っており周辺も宅地化しておりました。 申請地は、平成5年に車庫を新築し宅地化され現在に至っております。地目変更登記のための願出です。
議 長	「岡田久志委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。 (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第9号の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議 長	次に、日程第5 議案第10号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読と3条調査の説明をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、譲受人、譲渡人、譲受理由、譲渡理由、譲受人耕作面積・耕作者数、参考資料として議案資料①6ページから21ページです。続いて、本日お配りしています議案資料②の調査書をご覧下さい。以下調査書を朗読し、農地法第3条第2項の1号から7号まで確認したことを説明する。
議 長	事務局の朗読が終わりました。議案第10号の申請について、5月20日に現地調査委員であります「古川功児委員」と「岡田久志委員」、担当委員であります「山本太一委員」が現地調査をしていますので、「山本太一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。

11番	<p>場所は、県道香住村岡線にある道の駅「矢田川あゆの里」から村岡方面に約100mのところにあります。</p> <p>申請内容ですが、いずれも譲渡人が経営規模縮小のため譲渡の要望に譲受人が応えたもので所有権移転登記のための申請です。</p>
議長	<p>「山本太一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見等はありませんか。</p> <p>(質問・意見等なし)</p>
議長	<p>質問や意見がないようですので、まず番号1番の申請について採決を取ります。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。それでは、議案第10号 番号1番の申請については、許可することに決定しました。</p>
議長	<p>次に番号2番の申請について採決を取ります。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。それでは、議案第10号 番号2番の申請については、許可することに決定しました。</p>
議長	<p>次に番号3番の申請について採決を取ります。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。それでは、議案第10号 番号3番の申請については、許可することに決定しました。</p>
議長	<p>次に、日程第6 議案第11号「農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」を議題とします。</p>
議長	<p>事務局に議案の朗読をさせます。</p>
事務局	<p>番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請人、転用目的、施設の概要、農地区分、参考資料として議案資料①の22ページから27ページです。</p>
議長	<p>事務局の朗読が終わりました。それでは、議案第11号の申請について、5月20日に現地調査委員であります「井村壽之委員」と「中村成一委員」、担当委員であります「前田精一委員」が現地調査をしていますので、「前田精一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。</p>
14番	<p>場所は、本庁舎から村岡方面に約1kmいきた香住区森集落内にあり、香美町上下水道課の庁舎の東側に位置します。</p> <p>申請地は、野菜が栽培され管理されていました。隣接地は全て水稲が栽培されており、里道、水路に影響はないものと思われます。しかし、隣接地所有者や耕作者から要望があり、要望として、柿の木、ビワなどの落葉樹が植えてありますが、その葉が水路や農地に入るため伐採してほしい。また、申請地の東側には日照に影響を及ぼすので立木は植えないでほしい。そして、盛り土がほ場に落ちないようにお願いしたい。という要望がございました。</p> <p>つづきまして、申請内容の説明をいたします。申請人は土木建設業を営んでおられ、日々、安全な重機の駐車用地を探していたところ、安全に出し入れができる用地を所有していた兄弟である貸人が、それに応じたものです。</p> <p>この申請は一時転用であり、その後、農地に戻すために表土を申請地に残されており許可の基準に則ったものであると考えます。なお、隣地、農会長、区長の同意は得られております。</p>

議 長	「前田精一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。 (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。議案第11号の申請については、香美町農業委員会の「可」とする意見書を添えて知事に進達することとしてよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第11号の申請は、香美町農業委員会の「可」とする意見書を添えて知事に進達します。
議 長	次に、日程第7 議案第12号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市町村は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないと規定されています。それでは事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	議案の朗読をする。
議 長	事務局の議案の朗読が終わりました。次に農用地利用集積計画の詳細について、農林水産課の担当が説明します。
農林担当	「香美町農用地利用集積計画一覧表」に基づき説明する。
議 長	担当者からの説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんでしょうか。 (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、これより採決を取ります。議案第12号「農用地利用集積計画の決定について」は原案どおり決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第12号「農用地利用集積計画の決定について」は原案どおり決定します。
議 長	以上で、審議について終わります。

議事録署名委員

㊟

㊟